



2019年度

緑の募金運動 実施要領

Green funds exercise implementation guidelines

■ 公益財団法人かながわトラストみどり財団 ■

1 趣旨及び目的

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施する。緑の募金への協力を呼びかける「緑の募金運動」を展開し、その集められた募金を活用して、森林整備、学校等の緑化、緑の少年団の育成および緑化運動コンクール等を実施することにより、緑化運動を推進し、緑豊かな神奈川をつくることを目的とする。

2 実施主体：公益財団法人かながわトラストみどり財団

3 募金目標額：21,100,000円

4 募金期間

春期募金期間：2019年4月1日～5月31日、2020年2月1日～3月31日

(強化月間4月15日～5月14日)

秋期募金期間：2019年9月1日～10月31日

5 募金協力者

県・市町村、小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員、児童・生徒、企業、団体、グループ、みどりの実践団体、緑の少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、緑の協力員、緑の募金支援団体などとし、募金運動を展開する。

6 募金運動の実施

(1) 事前公表及び啓発宣伝

世論の高揚を図るため、募金目標額をあらかじめ公表し、本運動の趣旨の宣伝に努める。

(2) 募金の種類

(ア) 家庭募金 市町村の協力を得ながら、自治会等を中心に各家庭に募金を依頼する。

募金額の30%を上限に関係市町村へ、10%を上限に自治会等へ支出することができる。

- (イ)街頭募金 駅やイベント、店頭などで街行く人に募金の協力を呼び掛ける。
募金額の10%を上限に協力団体へ支出することができる。
- (ウ)職場募金 職場での募金箱の設置やグループ内のメンバーに呼び掛けて募金の協力を依頼する。
- (エ)企業募金 企業等の法人に募金への協力を依頼する。
- (オ)学校募金 小・中・高等学校、特別支援学校等に募金への協力を依頼する。
募金額の60%を上限に協力校へ支出することができる。
- (カ)その他 上記(1)から(5)にあてはまらない募金とし、緑化グッズ購入により協力を依頼するもの
(緑化グッズ募金)や、個人に協力を依頼するもの。

(3)募金活動の方法

- (ア)募金活動に必要な資材は、財団が募金協力者に提供する。
- (イ)職場募金、学校募金の場合、管理者または責任者の承認を得て行うものとする。
- (ウ)街頭募金の場合、実施場所の管理者の許可を得るために必要な手続きを行うものとし、許認可にかかる経費は財団に請求するものとする。ただし、駅構内での募金活動の場合は、財団がとりまとめて各鉄道会社に申請を行うため、おおむね実施日の1ヶ月前までに実施計画書を財団までに提出することとする。
- (エ)募金活動にあたっては、あくまで相手の自由意志を尊重し、特に街頭募金の場合は、歩行者、車輛等に迷惑のかからないよう事故防止には十分配慮すること。

(4)緑化資材

募金に必要な緑化資材は、緑の羽根、ポスター、のぼり旗、肩掛け募金箱、設置用の卓上募金箱やその他活動に必要なものとする。

7 募金の取扱い

- (1)募金の送付先はゆうちょ銀行または横浜銀行とし、所定の振込用紙を作成する。
- (2)銀行の領収印をもって、当財団の領収書とし、領収書の要望があった場合は発行する。
- (3)募金の送金は常時受け付けるものとし、受領した募金は適正に管理するものとする。

8 緑の募金への寄付による税の優遇措置の取り扱い

法人および個人からの寄付を税優遇の対象とし、要望があった場合は財団の領収書を発行する。
ただし、「募金箱」への募金や不特定の方から集めた募金については、税優遇措置の対象としない。

9 募金の成果

- (1)募金成果の公表
当財団は、募金終了後集計の上、その成果を公表する。
- (2)募金成果使途の決定
募金成果は、当財団の「緑の募金運営協議会」に諮り、募金の趣旨に沿った使途並びに配布を決定する。

10 緑の募金運動に関する問い合わせ及び連絡先

公益財団法人 かながわトラストみどり財団

住所 〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 (神奈川県横浜西合同庁舎内)
TEL 045-412-2255 **FAX** 045-412-2300
E-mail midori@ktm.or.jp